

令和5年度 公文書開示状況（6月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R5. 6. 8	R5. 6. 14	令和5年度労働者派遣（東京ヘリポート受付等事務）（単価契約） ・仕様書 ・発注予定表	12	1															港湾局 東京港管理事務所 港務課	
2	R5. 4. 20	R5. 6. 19	① 想定問答 ② コンペ予約の受付方法の変更について				1								1	1				① 想定問答 都議会における質疑に備え、内部で検討、協議していた内容であり、公にすることにより、検討過程における率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、かつ、その内容が真実と捉えられ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがある（条例第7条第5号）。また、特定議員から質問を受けるであろうとして考えていた内部情報であり、公にすることにより、当該議員の意図していない質問を前提とした回答内容が真実として捉えられることで、当該議員の信用などに影響があるほか、その後の円滑な議論等が進まなくなるなど、職員の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。（条例第7条第6号） ② コンペ予約の受付方法の変更について 指定管理者が作成した資料であったため、第三者照会（条例第15条第1項）をかけたところ、当該法人で予定している契約に関する情報や、変更となる可能性のある内容が含まれているとの意見があり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる（条例第7条第3号）。更には、内部検討の段階での情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある（条例第7条第5号）。	港湾局 臨海開発部 海上公園課